第五章 近

代

末動乱のさきがけ

島藩においても、

藩の防衛体制を強化し、洋式の軍備の充実を一層進めることになった。

結によって、さしあたって危機を回避することができたが、幕府をはじめ全国の諸大名の動揺は著しかった。広 既に天保期から強まっていた幕藩体制の危機的な状況は、嘉永六年(一八五三)のペリー の来航以後急速な展開を見せた。 アメリカとの当面の交渉は、 翌年の日米和親条約の締

じめてきた。 納したと伝えられる

文書

。こうしてその後の動乱・変革を予想させるような事象が、 の干草五○○貫を差上げている。また光教坊・西光寺の両寺院は、これまた金額は明らかでないが当時大金を献 る手段を講じた『広島市史』。熊野村においても、 年(一八五五)、同三年には大砲鋳造のために、領内の梵鐘の献納を布告し、更に銅・真鋳・錫・鉛などを徴収す 広島藩の洋式大砲の鋳造は、ペリー渡来以前から始められていたが、ペリー来航後は更に熱意を示し、 量は不明だが赤金類の相当量と、同時に徴収された馬の飼葉として 熊野地方にも影響を見せ 安政二

は、 方へ の触書などを除けば、 いくらか虚実をとりまぜた情報を耳にして一喜一憂したものであろう。 は .間の農村に過ぎなかったとはいえ、山陽道に程近く、城下町広島とも僅か二〇キロしか隔っていない熊野地 幕末期の諸国の状況はかなり短時日のうちに情報として流入していた。 情報にある程度の誤報が入ることはやむを得なかったが、 当時の熊野地方の心ある人びと もちろん当時の常として、 藩府

第一節

幕末・維新

ちを中心とする攘夷論の高揚の結果は、遂に文久三年(一八六三)八月の政変をもたらした。この政変の結果、 ともあれ開国以後の国内状勢はめまぐるしく変化し、政治的対立は激化し、 隣藩である長州藩その他の志士た 攘

夷派の三条実美らの公卿は長州に下り、 何らかの形で一般庶民にも影響をおよぼす。熊野の人びとにとっても、 長州藩をはじめ攘夷派の人びとは多く京都を退いた。 単に情報を耳にするだけでは済 こうした不安定な

まないで、 おのずから事態にかかわっていくことにならざるを得なかった。

地方のみで人夫を負担したのでは「地方百姓被相淩不申候」という状態にたちいたった。そのため地方役人が奥だが 海 田 元治元年(一八六四)三月には、下筋の諸大名の往反がはげしくなり、 に集まり、 願い出を重ねた結果、 浦方も人夫を負担するよう「地浦相割」 「当年一ヶ年限り御聞届ケニ相成、 を願い出たが、さらにその後栃原村へ七郷村々が集会し 地浦惣割相成、 人夫多数を必要とし、 地方百姓安心仕候」という これまでのように

ことになっている

が(禁門の変)、 次長州の役 長州側は敗れて「朝敵」の名を負うにいたった。幕府は朝廷に奏請して長州藩追討の勅命を得て 文久三年八月の政変によって京都を追われた長州藩は、そうした劣勢を取り戻そうとして元 治元年七月大挙藩兵を上京させ、対立する公武合体派の会津・薩摩などの兵と戦火を交えた

遂に第 一次の長州の役が始まった。

常体制をしくとともに、八月八日からは安芸郡海田市駅から佐伯郡廿日市駅まで渡舟を設け、 て往来させるようにさせている。 先鋒を命ぜられた。こうして否応なく境を接する長州藩との戦いにまき込まれた広島藩は、 幕府 は同年八月尾張藩 の徳川慶勝を征長総督とし、 また城下には町触れを出 中 E 四国 町民が浮説に迷い動揺することのないように戒め 九州の諸藩に出兵を命じ、 広島城下に厳重な非 旅人はこれによっ 広島藩は 芸州 口 0

ないませく 子生打こ人 かるりるあるうないと 智利多人変せくなる 17/20 正のようにおしちのはりしまる田でたるから 传令事的事的建了这部代主一统治病 らして思あけばったけかれるしつ なおれた

世良兵左衛門の記録 (世良

> 仕 5

追に諸大名御入込、

都合廿四大名御下向相

可

由 陣

ζ 口

風

文世良家。

ただし実際は、

岩

玉

口

を攻撃するた

3 成 寺

K

九 申

月

Ŀ

旬

ま 5

で 25

Ļ

広島

へ参集することを指令された

0

は、

広

島藩を含

E

長州

せめとして八月十五

日末迄に御下

向

>

取 F

有之様

1

図 5 氏所蔵) 聞仕候 内たちを預けたい 地 7 0 風 聞 を持つ給主がその給与頭宛てに、 町 人数を繰出

一○藩に過ぎなかった『広島県史』。

こうした風聞に動かされ

般

民や農民にとどまらず、

藩士

層にも

動 揺 は

及

2

0

い

熊 た

野 0

村 は

う依頼を受けている。 当時 0 人心の不安な状況を物語るものであろう世界 左衛門自

日身も、

給主と推定され

る木本政之進

から、

い

0

何

時

同人方へ行くか

わ

力

らない

ので、

その

時

は り、

頼

むと 現に兵 れば

ので頼み申すとい

らよらなことを言

いって

お

このような

(動乱の)

状態にな

家

の二〇〇〇人は火急入用の節に城下に繰出すよう指令した響声も ところで藩は九月十 Ė H 軍 夫徴集のために藩内各郡 五歳以上五 ○歳以下

の人員を調

査させ、

その

うち近

候えば、 カン 安芸郡村 荷物運送の人夫が入用である。 途中 々浦 迄 辺村 成 共 く持運び × 0 役人は 可 仕 海田 心 持 Ξ 市 相成、 VE 村と 呼 出され、 御上 ち いもばあも、 一様御安意相伝候様致度」 藩側 から以下 お せも小児も、 0 ように申渡されたとい 浦方は大船も小船も御用船 男も女も皆こ荷物運送之人夫相掛 50 ۲ のような形勢だ にするか h

節 幕末 維新

いる『広島市史』。

7

世

良兵左衛門はその一

端を次のように伝えている。

広島 御

上方大名

L

かし騒然たる藩内には風説が飛び

かったようで、

熊野村

0

庄屋格

組

273

他行はできない。 人夫の賃銀は無賃である。ただし戦争の場には出さないので心得違いしないように、というこ

して手当てをする。ぢいもばあも女も小児も、 この申達を受けた熊野村では、村役人と各庭の長百姓が集会し、二○歳より五○歳の男子を残らず御用 「長州征伐」のお供をする心得に成ること、人夫賃として一日金 人足と

一朱を定めるとした。

御用人夫の割当て数は、安芸郡全体で一〇〇〇人とされ、 熊野七郷については左のとおりであった。

一七二人 苗代村 一四人 平谷村 六人 栃原村 八人 押込村 一四人

焼山村 (四人)

(川角村は家老給地であったためこの記録から除外されているものと思われる。 焼山村は数字が史料 (世良家文書)

脱落しているので筆者の推定)

すなわち村高の一〇〇石についてほど七人の割合になっている。

実際に徴集に応ずる人夫を選ぶについては、

「御国恩」に報いるため、我も我もと名乗り出て

熊野村では、

「くじなし」になるようにと村役人は指導しているが、もともと御用人夫の徴集に不満であった一般農民が、こ

のような指導に応ずる筈はなかった。村役人の除外は当然として、長百姓を「くじ取り」に入れるかどうかで、

各庭の意見はさまざまであった。

長百姓を含む「くじ取り」で取りきめたが、萩原・中溝・城之堀は容易に話がまとまらず、更に村役人の説得に 長百姓を「くじ取り」から除いて、早々に決定を見たのは出来庭・新宮原・呉地の三つの庭であり、 新宮原は

よって、漸く長百姓を含む「くじ取り」によって決定している。

各庭に対する割当て数を次に示す。

出来庭 二三人 萩原 四〇人 新宮原 三〇人 中溝 一五人 初神

城之堀 一五人 呉地 三〇人

合計一六九人になるので村割当一七一人に対して二人の不足になるが、その間の事情は定かでない。

さらに村役人の申合せによって、各庭から夫頭一人ずつが選定されている。

た者がおり合わないだろうとして、村役人は取替えに応じていない。 人が集まって相談しているが申合はなかなかできなかったようである。 さてこのように御用人夫は一応決定されたけれども、村民の不満は容易にはおさまらなかった。 初神以外の庭々は「くじ」の取替えを要求している。 しかし取替えに応じた場合は、既に「白くじ」を引い したがってなお各庭には不満がつづき村役 出来庭、

のにした。従ってこれについては、 この御用人足の徴集は、諸大名の西行に伴う継人足の需要の増大と重なり、 藩側に願書を提出している。 御用人足を外郡にまわすか、 ただし、御用人夫の徴集が直ちにはおこなわれなかったため、 継人足を外郡にふりかえるかを願出るべきだと 近郡の農民の負担を益々過重なも このことに

ついての藩側の対応は見られなかった。同。

長州側は、 止されて第一次征長の役は終結した。 米・仏・英・蘭の四国連合艦隊の攻撃も受け、腹背の敵にやむなく征長軍と和議を結び、 総攻撃は

方征長軍は十一月十八日を総攻撃の期日と決定し、広島に三万人余の軍勢を集結した『広島市史』。これに対して

野村からは一七一人中八六人を差出すよう指令された。村は各庭割当ての数に応じて八六人を選び、 かしながら、 総攻撃を前にして緊迫した状勢のなかで、 御用人夫は実際に徴発をうけた。十一月十三日、熊 夫頭に金二

第

節

幕末・維新

数に応じて八十

に際してもなお人夫たちに不満はあったが、やむなく藩から指定された鎌、縄その他の品々を持って出発した。 両ずつ、人夫に金二分ずつを先渡ししている。一日二朱というさきの取りきめからいえば四日分にあたる。 出発

この際熊野村庄屋健太郎は熊野七郷の人夫隊を統括する千人頭として出動した。 人夫八六人中七四人は二十三日に帰村を許されたが一二人は残され、平谷村・中野村その他の村ェの人夫とと

もに草津方面へ残し置かれている。ただし、残された一二人については、交代が許され、新しい人夫たちが出発

した。この場合は夫頭に一両、夫方には一分づつが渡された。

ているが、二十五日には残されていた御用人夫たちも帰村を許されて交代の必要はなくなった。征長軍そのもの の解陣は十二月末になったが、熊野地方を襲った第一次征長の役の嵐は一応十一月をもって終りをつげた訳であ なおこれまで安芸・沼田・高田・高宮の四郡からのみ御用人足は徴集されたので、郡の交代を願うべく集会し いずれにしても夫賃は大層な入用となったので、村中高寄りにして取立てられることになった。

第一次征長の役の影響 次征長の役は、広島城下に結集した多数の軍兵の消費によって、 人夫徴発を受けた村々には、支出の増大もあったが、実際に戦端を開かなかった第一

る

上同

広島城下とその周辺にもたらした。慶応元年(一八六五)春と考えられる記録によれば、 当時諸色は高直で、「別 いわゆる戦争景気を

て「大百姓之者六ヶ敷時節」といわれている。これに反し「浮もうけ宜敷、依之浮過之者など くらし 安く時節 而木綿なときぬ類、 さかな類」が「年、月、日、高く相成候様ニ」思われる。しかし雑穀類はすべて下直であっ

広島辺 一日一人前 一〇匁~一五・一六匁くらい

ニ」なっていて、人夫の賃銀は

海田・矢野・呉辺 同六・七匁~八・九・十匁くらい

熊野村辺 同四・五・六匁くらい

IJ T

同女同一・二匁くらい

と伝えられている。要するに戦争景気はかなり下層民衆にうるおいを及ぼしたものと考えられる

慶応二年末、孝明天皇の死を契機として完全に征長軍を解き、 を重ね、七月二十日の将軍家茂の死によって休戦となった。その後は休戦交渉が断続的に行われて、 戦端を開いた。 幕府の出兵の命令を拒否した。 長州の役が始まった。広島城下には再び諸藩の兵士が結集したが、広島藩は中立的な立場に立って翌年六月には ける処置にあきたらぬ一派が勢力を得て、慶応元年十一月には、 第二次長州の役 この戦闘で戦場となった佐伯郡方面は大きな被害をうけ、全体として殆どの戦場で幕府軍は敗北 第一次長州の役後、 て薩長同盟を結び、再び反幕的な姿勢を固めた。これに対し幕府側も、 幕府は広島藩の芸州口先鋒の役を解いたが、彦根・高田両藩兵によって芸州口で 長州藩では、 高杉晋作らによる藩政改革がおこなわれ、 第二次長州の役は終結を迎えた。 彦根藩など三一藩に出兵を命じ、 前回の長州の役にお 態勢をたて直 ここに第二次 最終的には

急の場合「罷出候様手組仕置可申」として五月に再び熊野を含む安芸郡は人夫徴集の対象となった。 に応じているので、このたびは徴集はしない筈だが、 をとることを余儀なくされた。このため今回も御用人夫の徴発が行われた。沼田・安芸・高田三郡は一 第二次の長州の役では、広島藩は遂に中立の態度を貫いたが、領内が戦場化するなどの状況の中で、 賀茂・豊田・高宮の三郡は遠郡で急には間 に合 このたびの わ 昨年徵集 戦備 ts 早

熊野村 第 一節 幕末・維新 苗代村 七人 栃原村 (四人) 焼山村 一八人 押込村 人夫の割当ては、村高一〇〇石につき三人半でほぼ前回の半数である。

七人

平谷村 三人

となっていて記録に栃原村の数字が欠けているが、計算によると四人になる。

銀五匁と定めるとともに、「くじ」によって一〇日交代とすることとしている。 具体的には、 五月二十九日押込村庄屋白木源兵衛方に村役人が集まり、夫米として一人一日米三升、 当座小遣

出かけることをいとわない庭々もあったが、他は長百姓も「くじ取り」に入っており、長百姓にくじが当たった 熊野村内の御用人夫選出では、このたびも庭によって事情の違いがあった。呉地や萩原のように、人夫として

ため、 総じて、今回は、戦火が避けられそうもないという状況下にあったので、人夫を忌避する気持の強いものも出 規定の村賃五匁にさらに一匁を増し与えている場合もある。

ている。「米三升や五匁ニ而命ハ替不申」という気持になったのは入込みの諸大名の御用人足が抜け帰り、

の恐ろしさを言いふらしたことにもよったという。 六月十四日夜、 早飛脚が来て、熊野七郷の村々の御用人夫は十五日八ツ時 (午前十時頃) 広島郡役所へ 罷出

のことであった、 熊野村では、百姓九〇人に夫頭四人が石仏に集り、 村出しの酒を汲んで出発した。

ることとしている。同時に、 その際、外郡との交代を行うことは、 安芸郡内でも浦辺の村々の中には、御用人夫を出していない村もあるので、これと 藩側からも示されているが、 なお村役人より早々に実施されるよう願

の交代も願い出てい

た。 出していない。 十五日に広島へ徴集された熊野村の御用人夫は十六・十七日から玖波方面で、広島藩関係の荷物運 び しかし九○人中約一○人は病気のため帰村、二十四日の交代期にも病気帰村の者に対しては、交代の人夫は したがって交代者八○人が出かけたが彼らも翌二十五日には許されて一人の怪我人もなく一応村 に

へ帰っている。

があった。藩としては国中の諸郡一統へ割付けるべきであるが、遠郡は間に合わないので、沼田・安芸両郡から ところで七月には公儀(幕府)の御用人足の問題がおこっている。公儀から広島藩に、御用人足三〇〇人の依頼

一五〇人ずつを差出すように、 追々外郡と交代させるという仰せ付けである。

懸りになるであろうという予想を併せ述べている。ところが両庭は、 御用人夫に応じないとしても藩は公儀へ人夫を差出さねばならないので、雇入れで差出すとすればその費用は これに対して村役人は、七月十日まず新宮原・初神の両庭を富田用所に呼出し、事情を説明した上、もし公儀 御用人足には応じられない、 高懸りも出

ことはできないと明白に拒否した。

翌日残る五つの庭を、

で負担すれば安芸郡一五〇人、熊野村は一三人になる。異儀なく村から人足を出すか、雇入れとすれば村懸り、 御用人夫を国内諸郡に割りつければ安芸郡は二三人で、したがって熊野村は二人になる。 沼田·安芸両郡

西光寺・光教坊の両寺へ呼出したが、この日の村役人の説明はやや前日と趣を異にして

高懸りがしのぎ難いのではなかろうかと相談を持ちかけている。村役人にもやや消極的な姿勢が見られる。

ては郡用所を通してこの結論にそった形で回答した」 郡懸りの割合で二人くらいのことであるなら、雇入れを受け入れてもよろしいということになっている。 結局村中百姓の申合いの結論は、公儀や外様(他国大名)の人夫には出ることはことわってほしい。もっとも諸

とされているが『可部、 公儀御用人足や、他藩の御用人足に対して、熊野村百姓が示した態度と同様な事例は、 その姿勢は区々であった。 なかには佐伯郡宮内村のように「他国夫」五三人の提供に請書を出している場合 も 安芸郡でも「御厳命」だから仕方がないとして、 雇人夫の賃銀を庄屋弁と 賀茂郡などにもあった

第

節

幕末・維新

...

して処理しようとしているという事例もあるが、その具体的な状況はわからない

公儀御用や、他藩御用の場合は、その負担もさることながら、 少なくとも熊野村では庄屋弁のことは史料に見えないから、やはり高持ということになったものであろう。 当然あったであろう。現に、他国大名の人夫が抜け戻って、五人、三人が往来で、 お上より召捕られても苦しくはないと話しているとも伝えられている。 戦火をくぐっての生命の危険につい 自藩以外の御用で、生命の危 国に帰って親子が顔を合

険をおかすことを考えれば、

抵抗の姿勢が強かったのも当然ともいえるだろう。

なったかは明らかでない。ただ、公儀、 はいいながら、 大していただろうことは推定できる。なお公儀御用人足一〇人ということに対する村の反応は知り得ない。 った者も何のとがめもなく、抜け帰りの者を再度雇うという有様だったとされているので、 日三〇匁くらいというから、 その後この公儀御用人足は、 熊野村の割当は一〇人と記されている。 きわめて高額であり、 諸郡懸りとなり、約四○○人が矢野辺りで雇入れられているが、その賃銀は一人 柳原・井伊などについては人夫の逃亡が多く、人夫不足になり、 村民の負担は大きかったと思われる。 諸郡懸りの場合二人と計算されたものが、 自ら雇人足の数が しかも、 何故一〇人に 增

めているがその後の詳細は判然としない世島家。 方藩の御用人足は、八月十一日に徴集され、 熊野村はこの時も九〇人の割当てを受けている。 夫頭などを定

備之内」に加えることにした。こうして新たに農兵を募って、これを配置している。七月十四日安芸郡に対して かし元来農兵隊は防禦のための「護郷兵」として設置されていた。 農兵隊は文久三年(一八六三)沿岸・島嶼部の防備のため初めて設けられ、 広島藩は警備 の藩兵の不足を補うため、農兵やかわたを召集して配置した『広島県史』。 この農兵を第二次長州 翌年には領内全域に及ぼされた。し の役に際して、

「御軍

屈強の者六○人を差出すように命ぜられ、 熊野村からは新宮原の清七以下五人がこれに応じている。

農兵とともにかわたも守備兵の補充として召集された。 熊野村からも六月二十七日から、 ほぼ七日交代

で八月半ばまで動員された世界家。

武一騒動 慶応三年(一八六七)十月の徳川慶喜の大政奉還につづいて、 新しい政府は徐々にその体制をととのえた。翌年一月の鳥羽伏見の戦から、 同十二月に王政復古の大号令が発せら 明治二年五月にい

H て、 として、 城門前に集合していた農民数千人に引き留められ、やむなく出発を中止せざるを得なくなった。 知事となり、 たる戊辰戦争を通じて地歩を固めた政府は、 騒 「動」と呼ばれている。 中央集権の実を挙げようとした。広島藩知事もその職を免ぜられて東京への移住を命ぜられた。 藩主長訓 約二か月にわたって領内各地に拡大した騒乱は、 引続き藩政を担当したが、 らが上京の途につかんとして、 当初は素朴な封建農民の旧藩主引留め運動であったが、 旧態を一新しようとした政府は、 同年六月版籍奉還を実施した。 竹の丸屋敷を出立しようとした時、 中心人物である山県郡有田村の武一の名によって 同四年(一八七一) 廃藩置県 その結果広島藩主浅野長勲は広島藩 やがて新政府反対の暴動とな 旧藩主の上京をはばむため、 この事件を発端 同年八月四 断 行

り、農民一揆、打ちこわしの様相を帯びるようになった。

座候、 終り次第広島へ発向するけしきで集まっていた。 原小属をはじめ官員らが入村、 の上京を妨げないよう説諭している。 サスレハ此度之御談し不承、直ニ広島へ行可申ト」申立てたが、村役人の説諭で、一応話を聞いた上で広 八月八日夜から太鼓を打ち村民が集合して申合をし、 西光寺へ集まった村民六、 しかし村民たちは、 百姓中は 七百人に八月四日の事情を説明するとともに、 弁当を始め、 「都而村役人を始メ此度御出之役人、大政館役人ニ 九日も同様であった。 着物一、二枚、 みの笠を用意して、 十日に は広島県から河 藩主ら 話の

第

節

幕末・維新

代

武一らの誘引が行われているという情報が入ったため、熊野村では、各庭の総代を光教坊に集め、 て、この地域での不穏な情勢は鎮静化した と説諭している。その後は、 な誘いがあっても、 で起こった打ちこわしに、巻きこまれることは避けられた。十六、七日、広島・海田方面を探索したものか ら二、三人ずつを残し置いて、ほとんと全員が十二日未明までに帰村している。したがって十二日午後から広島 島へ向うこととして留まった。 ○○人が広島へ向った。広島での動静は明らかでないが、願書を提出したと思われる。 十一日未明続々と西光寺へ集合、大鐘を打鳴し「安芸郡熊野村」と書いた白旗に柄提灯などを用意し、 らかつな行動にでないよう、 前藩主長訓の教諭書、 西光寺での説諭の後、光教坊でも説諭が行われたが、その後村民の相談がまとま 何事も騒ぎ立てることのないよう、不満は申出るようにと細 県側の説諭などにもとづいた村役人たちの説得が 功 その後この一行は各庭 を奏 約九

したがって騒動に巻き込まれての被害者や、 処罰の対象者はまったく出ていない。

廃藩置県後、 政府は更に中央集権化を推進するため、

第三大区となり、この大区は一一の小区に区分されていたので、 た。この広島の改変に応じて、同年四月には広島の第一大区(この時また二四小区を一二小区に変更)以外は、 五小区に所属 けた。現在の熊野町に属する当時の熊野村・平谷村・川角村は、押込・苗代・栃原・焼山の四村とともに、 籍に関する事務を掌ることとしている。広島県はこれをうけて、同年十月戸籍布令を出し県下を一五八小区に分 大小区制 した。 地方行政組織改革の歩みをはじめた。戸籍法では区の制度を設け、各区に戸長と副戸長をおき、戸 一六の大区を設け、 翌五年二月には、 広島の四小区を廃して一大区を置き、これを二四小区に細分することとし 各大区にいくつかの小区を置いた。 現在の熊野町域は前記の四村とともに第三大区 明治四年(一八七一)四月戸籍法を公布して、 いわゆる大小区制である。

五小区に属した。

とを定めている。 は 0 職制を定めて、 広島県は五年一月、これまでの割庄屋以下の村役の職を免じ、戸籍布令に応ずる戸長・戸長副・少長・少長副 「戸長ニ准シー X それぞれを任命した。戸長は「県庁ノ旨ヲ受ケ、管轄内ノ庶務ヲ整理スル事ヲ掌」り、 ノ庶務ヲ掌ル」とされ、 少長は郡中の場合は一村、 少長副は郡中の場合 組の庶務を掌るこ 戸長副

門の五人、少長副は二三人になっている記」及び世良家文書「永代日。 宛てられている。 現在の熊野町を含む第一五小区の戸長は神藤徳孝、 なお、 熊野村の少長は佐々木祐四郎、 戸長副には佐々木健太郎 萩野彦三郎、 世良菊右衛門、 (熊野村)と進藤平三郎 佐々木千兵衛、 宮田助左衛 (苗代村)が

化している。そうした変遷のなかで、 設置することになったが、この際は熊野村佐々木高仙が戸長となっている。 長を命ぜられている。 変化はなかった。 大小区制の区割りは、 熊野町域は第三大区五小区のままである。 しかし翌七年三月この制度は改められ、 明治十一年(一八七八)十一月実施の郡区町村編成法にいたるまで、 明治六年八月、小区に戸長を置くことになり、 しかし大区小区の役職やその職制はめまぐるしく変 小区を連合して事務所を設け、 熊野村の佐々木祐四 部を除いて大きな 各事務所に戸長を 办 戸

えられている『広島県史』。 そのほかにも度々行 われた改変は、 県が地方行政の掌握を強化し、 大区小区を拡大しようとした試行錯誤と考

から のものであった。 少長・少長副は数か月で廃止され、 かしいずれにしても画一的な大区小区制は、 ただ、 少長以下は「村」単位で選出されており、 小区用係が設置された。小区用係の設置はやはり「村」の行政区画とし 旧来の行政組織であり生活共同体であった村落を否定する性格 「村」の完全な無視とはなってい ts か

第一節

幕末・

維新

200

た。小組には月番がおかれ、 単位として小組をつくり、 の「村」の生活に即していたため、大区、 からの布告などを伝達した。 ての地位を否定するものであったため、当然現実にはさまざまな混乱がおこることを避けられなかった。そうし 乱を解決するために組織されたのが明治五年十一月に実施された大組 各町村単位に小組を合わせて大組とした。大組には入札によって総代一人が 大組総代は小組からの上申書類その他を区長に送達した。このような総代制は現 住民からの願、 小区制を強行するために結局明治九年(一八七六)四月に大組総代は廃 伺 届などへ連印し、上納金をまとめて大組総代へ渡し、 ・小組の制であった。およそ一〇戸を 一方官庁 お カン れ

制度の変革

止されている。

もっとも、

小組は同

十四年まで存続した。

なった。 明治新政府によって政治、 経済にわたってさまざまな改革が行われて、 Ų, わゆる御 新の時勢と

る世良家。 は直ちに年番用所で達しているが、さらに翌五年六月には少長五人が農民を集めてこのことに関して説示してい に、 や住居の移転の禁も解かれ、 明 自今身分職業共、 同四年八月には、 治二年(一八六九)版籍奉還後、 平民同様タルベキ事」といういわゆる解放令が発せられた。 江戸時代以来不当な差別を受けてきた穢多・非人についても、 平民も苗字を名乗ることができ、 政府は封建的身分制を改め、 華、 原則的には四民平等の社会になった。 士族との結婚も許されることになった。 熊野村においても、 「穢多非人等之称 そのこと さら 廃 候

的な平等意識の成長は容易ではなかった。 られ、 ともあれ四民平等とはいっても華族・士族・卒族 完全な身分制度の撤 廃が 行 われたわけではないので、身分意識、 (明治四年卒族は廃せられた)・平民という新たな身分制が定め 差別意識はなお根強いものがあり、

切不仕候得者、急度迷惑被仰付御趣意二而、 弐百人の内壱人ハ折こあり」 四銭四厘」と貨幣称呼の変更を記している(政府が円をもって貨幣の単位とした新貨条例は明治四年五月の制定)。 弐歩を五拾銭、 のは四年八月であっ として此後、 て太陽暦の制定を伝え、「新暦」による月の大小を記し、「大月三十一日、小月三十日、 之儀」と大書して「明治五壬申年ハ十二月二日限リニして、二日年越三日より明治六第 あるいはまた、 しか し生活様式については各方面で多くの変化が見られた。 年に相変ることなし」と新暦の便利さを述べている。またそのころ「金札壱両ヲ金壱円と相 一歩弐拾五銭、 明治六年二月始めのころとして「ざん切髪被仰出、 たがその奨励にともなって、 と当時 弐朱十二銭五厘 の風俗について述べている。 郡町者共九分九厘髪切坊頭ニ相成、 (略) こうした風俗の変化、 国札ハ五百匁切手ハ一円八十五銭弐厘 世良兵左衛門は明治六年初頭の記録に「前代未聞 政府が散髪や脱刀などを勝手たるべしと令した 郡町共一同男子髪切坊頭ニ U わゆる文明開化の風潮が全国各地に及 尤中ニハ不切者も百人ニ壱人、 尤も閏年は二月二十九日 月一日と被仰出」とし (略) 相成、 米札弐斗ハ 自然さん

えたという。 集まり、 付けられ 世良保良次が県庁において勧学係役を仰付けられ、 治五年八月の学制の制定をうけて、 てい 熊野·川 開化 .の光りは教育の面でも曙を告げることになった 記』及び世良家文書「永代日o 角・平谷各村の子供三〇〇人程が手習を始めその後西光寺隠居、 つい で同年五月に西光寺小学校が官許され、 広島県では翌六年から小学校が設立され始めたが、 同時に同村彦三郎平谷村春平ら各村より一名の学文係役も仰 同月十日に西光寺に村役人、 梶山真人らが毎日出勤して教 勧学係 同年三月には熊 などが ※野村

んだものである。

地租改正 新政府はその成立当初財政の基礎が弱体であり、 発行、 会計基立金(一種の国債)などによって財政をまかなったが、 三井組その他の大商 主要な財源はあくまで土地か 人からの借 入金や、 太政官札

第

節

幕末・

維新

収方法であったため、 らの収入、すなわち貢租であった。 態に変化させることであったが、そのことは廃藩置県によって一応達成された。 にとって最も重要な問題の一つであった。そうした政策の前提は封建領主の土地所有形態を、 きわめて不安定な状態であった。従ってこの貢租をどのように安定的に確保するか しかし、貢租を課する方法は、幕藩体制時代の各年の収穫高を基準にする徴 しかし一面では封建的 地主的土地所 な貢 から 租収 政府 有 形

奪がくずれたことを意味し新しい貢租を課する制度を建てる必要もあった訳である。

別·石盛·免検地 翌年二月に土地の永代売買の禁令を解き、 え方にそって計画が進められ同年九月には 近代的貢租の形をととのえることにあった。 こうして政府は土地制度、 ・検見等一切ノ旧法ヲ廃除シ、 租税制度の全面的な改革を企てた。 地所売買譲渡の地へ地券を発行することとした。 「地価取調規則」 そのため明治四年(一八七一)九月、 現在ノ田畑の実価ニ従ヒ其ノ幾分ヲ課」する程度宗光『田という考 が発せられた。 政府のねらいは、 旧来の耕作物の制限を撤 旧来の貢租を減らさないで、 旧 来 0 石 高 · 反

代あてに差出し、 熊野村の場合、 下畠受前壱反ニ付五両迄の事」とされている。さらに絵図面の作成ももとめられ、これらを調整して大組総 総代の手もとで調整して翌年三月県庁に提出している『世典家の 明治五年八月地券について「仰出れ」を承って、 地券の下調べを行なったが「上を田三拾両よ

であり、 とになったが、政府自体も認めているように、 幣で徴収することとした。 その後政府は明治六年(一八七三)七月「地租改正条例」を布告し、 農民の負担は決して軽くはなかった。 この地租改正条例の制定によって政府の財政収入は年 地価百分の三の租率は旧来の貢租収入額を減らさないための高率 地租は地価の百分の三に定め、 々一定額を安定的に 確 地主から貨

地

租改正条例とともに地租改正規則、

地方官心得も発せられ、

土地を新たに測量することになった。

明治八年

> 村し、 か所、 教諭方として五人の者が間縄、 相違なく打改め、 三の年貢を取立てること、丈量については銘々自分自分実意をもって畝 量については間竿六尺、三〇坪一畝として相応の値段を定め、一〇〇分の 八月土地測量の説明のため、 中溝で一か所の模範測量をしている。 宿所を西光寺として村中の副戸長その他を集め、このたびの実地丈 帳面にして申出る様にと論している。同十一月には丈量 当時の区長沢原為綱、 間竿、 十字木などを持参入村して呉地で一 戸長神藤平三郎らが入

に当たった各所の測量を検分、村の役人、 义 三郎も見分し、地券係役を命ぜられた佐々木高仙も庭内を巡見している。 て杭打をし、 また三大区の実地下見分として、 同月村内の往還については主要道路を道幅一 地主らを集めて、 出来庭から実際の測量を始めている。 当村の測量の首尾よろしくと称揚され、 県の吉田小属らも十二月には入村、 間、 その際には戸長神藤平 小道は道幅三尺に定め

が行われねばならない。九年十二月、そのため地等議員が入札によって選出された。熊野村では世良菊右衛 右 の様に明治八年十一月ごろから行われた測量は翌九年にかけて進捗した。 測量の実施につづいて地等の決定

五○銭を下されたということもある。

隼田順三郎ら二○余名が、川角村は六名、平谷村も六名が選ばれている。

を米に直し、六斗出来と見て追々一斗下りと定めた。 五小区戸長、 副戸長、 議員らの申合によって、 田方一等は米壱石六斗出来とし、追々一斗ずつ下げ、 しかし県側の中属及び副区長の入村によって、田方につい 畠は

幕末・維新

第一

節

区分されている。 ては一等を米一石七斗出来として格上げを命じられてすべてで一七等級とされた。川角村、平谷村は一五等級に 代

その後は三大区内の他村との比較検討が行われ、各村の村等の決定され、明治十年八月にこの作業は終わって